様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日２０２５年２月１２日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） ばるてすかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 バルテス株式会社  （ふりがな） たなか　しんじ  （法人の場合）代表者の氏名 　 田中　真史  住所　〒550-0011 大阪市西区阿波座1-3-15  関電不動産西本町ビル8F  法人番号　3120001253929  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | バルテス株式会社の「DX推進の取り組み」 | | 公表日 | 2025年2月6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://www.valtes.co.jp/dxpromotion/  記載箇所：「バルテスのDXビジョン（企業理念）」「DX推進の取り組みについて」「DX推進方針」 | | 記載内容抜粋 | 「バルテスのDXビジョン（企業理念）」  ・私たちは品質にコミットし、安心・安全なICT社会の実現に貢献します。  ・私たちはICT社会に貢献する人材を育成します。  ・私たちは多くの価値を創り、お客様と共に歓びを分かち合います。  「DX推進の取り組みについて」  当社は、「私たちは品質にコミットし、安心・安全なICT社会の実現に貢献します」、「私たちはICT社会に貢献する人材を育成します」、「私たちは多くの価値を創り、お客様と共に歓びを分かち合います」を企業理念とし、提供サービスを通じて、豊かで安全なICT社会の実現に貢献していくことを目指しております。  当社が属するIT業界において、近年猛威を振るった新型コロナウィルス感染症もようやく終息し、経済活動は正常化しつつありますが、国際情勢の悪化や、円安による物価高等の影響も加わり、先行き不透明な状況は継続するものと予想されます。一方で人件費の上昇は当面継続するものと予想されることから、国内企業において生産性向上は喫緊の課題であり、リモートワーク、クラウド環境の導入、IoT、AI、5G、メタバースなどのDXに関連するIT投資や、企業防衛のためのセキュリティ対策投資へのニーズは増大し、IT市場の成長は底固く継続するものと認識しております。  このような経営環境の中で、当社は今後更なる成長を実現するため、ソフトウェアテストに関連する品質向上サービスの拡大に加え、ツールサービス等の「バルテス品質を業界へ波及させるビジネスモデルの構築」を通じて、業界全体の技術力向上と、豊かで安全なICT社会の実現に努めてまいります。一方で「人に依存しないビジネスモデル」でもあるこれらツールサービスの拡大を通じて、当社の生産性向上を推し進め、より一層の企業価値向上に努めてまいります。  「DX推進方針」  　「人に依存しないビジネスモデル」の実現のため、ソフトウェア品質向上のトータルサポート企業としてツールを通じて全ての工程の品質向上に寄与してまいります。  目指す姿として  ①ソフトウェアテストの上流から下流までツール連携によるホールプロダクトで価値提供をする  ②ロータッチモデルで人を介さず数を獲得する  これらをデジタル技術を活用して実現していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | バルテス株式会社の「DX推進の取り組み」 | | 公表日 | 2025年2月6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://www.valtes.co.jp/dxpromotion/  記載箇所：「DX推進戦略」 | | 記載内容抜粋 | 「人に依存しないビジネスモデル」を実現するため、ソフトウェアテストに関連する品質向上サービスのうち、デジタル技術を活用したツール戦略を推進していきます。  テスト自動化ツール「T-DASH」、いつでもどこでも実機テストが出来る「AnyTest」、テスト管理ツール「QualityTracker」の利用拡大により、ソフトウェア品質向上のトータルサポート企業として、ツールを通じて全ての工程の品質向上に寄与します。  上記のツールを開発・活用するために、過去にバルテスで実施した大量のテスト成果物をデータとして活用しております。  その結果、類似している過去のテストプロジェクトから、テスト観点やテストケースなどの再利用が容易となり、品質の向上、利用顧客の満足度の向上を実現しました。今後はAI機能の提供を考えており、さらなる効率化を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認のうえ公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：「DX推進体制」 | | 記載内容抜粋 | 「組織体制」  DX戦略を推進するにあたり、ツールの開発・運営を担うR&D事業部が、関係部署と連携を取りながら推進していきます。  お客様向けにツール提供に向けた取り組みは各部門で横断的に連携を取りながら進めていきます。  「人材育成」  ツール戦略を推進のため、ツールに対する知識や使いこなす力を評価する「社内エバンジェリスト認定試験」を制定し、社内認定技術者を育成していきます。  また、社内研修制度「バルゼミ」にて、技術研修からマネジメント研修、ビジネススキル研修などにより、DX戦略を推進していくためのデジタル人財の育成を行います。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：「DX推進の環境整備」 | | 記載内容抜粋 | 当社では、DXの推進に向け、働き方の多様化に対応した環境整備を進めています。場所を問わず安心して業務ができるよう、セキュリティを強化し、社外や在宅勤務でも効率的に働ける仕組みを構築しています。  また、クラウド技術やAIツールを積極的に活用し、業務の自動化やデータ活用を推進することで、業務の効率化と意思決定の迅速化を図り、より柔軟で持続可能な業務環境を実現しています。  さらに、DX推進を支えるソリューションの導入や全社的なIT基盤の刷新を進めるため、最新のシステムやツールの導入を積極的に推進するとともに、継続的な人材投資にも注力しています。  これらの取り組みを通じて、DX推進の基盤を強化し、組織全体の生産性向上と競争力強化を目指しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | バルテス株式会社の「DX推進の取り組み」 | | 公表日 | 2025年2月6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://www.valtes.co.jp/dxpromotion/  記載箇所：「DX戦略の達成状況に関わる指標」 | | 記載内容抜粋 | 当社ではDX戦略を推進していくために、以下のKPIを定め、進捗状況を管理していきます。  ・社内エバンジェリスト認定技術者数  ・当社ツール導入案件数  ・デジタル人財育成（弊社「バルゼミ」）社内研修講座数・受講者数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年2月6日 | | 発信方法 | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://www.valtes.co.jp/dxpromotion/  記載箇所：「経営者DX推進メッセージ」 | | 発信内容 | バルテスはソフトウェアテストサービスを提供し続けて20年となりますが、近年ソフトウェアの品質により注目が集まっていることで、社会的な市場価値が高まっていると感じています。  市場の拡大と共に新規参入する企業が出てくると、品質サービスの品質にバラつきが出て来ることが懸念されます。中にはソフトウェアテストのノウハウが十分に無いまま事業をスタートする企業もあるでしょう。すると、品質向上を期待して発注したお客さまの期待にそぐわない結果になってしまう、またはソフトウェアの第三者検証として不十分であった、というケースも出てくるはずです。そうなると、市場そのものが乱れてしまいます。  こうしたことを未然に防げるよう、バルテスのテストの考え方や基準を提供し、ソフトウェアテスト業界全体を底上げしていくぞ！という思いを込めて掲げたのが「バリューアッププラットフォーマー」というキーワードです。  その実現のために、今回改めて提示したのが「人に依存しない」ビジネスモデルです。  従来のソフトウェア開発は「人がいたら売上が上がる」というマンパワービジネスです。しかし当社ではデジタル技術やデータを活用し、「人に頼らない」ビジネスモデルを描いています。各種テストツールや行き届いた教育により工数を削減、逆に人の手で作業する部分は、そのメリットを最大限に活かす。そうしたハイブリッド経営を想定しているのが特徴です。  今後のIT市場の成長伴い起こり得る社会環境の変化に対応すべく、常に自己変革をし続け、安心・安全なICT社会の実現に貢献します。  バルテス株式会社  代表取締役会長 兼 社長　田中 真史 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」自己診断シートに基づく自己点検を実施し結果を添付します |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2008年12月頃　～継続実施中 | | 実施内容 | 実施状況を「サイバーセキュリティ経営ガイドラインチェックシート」にてチェックした結果を本申請書と併せて提出させて頂きます。  また、SECURITY ACTION制度の二つ星を宣言しております。  （自己宣言ID：40013866501） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。